

1 チェックポイント 1

1.1 ITU とはどのような機関ですか？

ITU (International Telecommunication Union : 国際電気通信連合) は国際連合の専門組織のひとつで、本部がジュネーブにある電気通信に関する事柄を扱う国際機関です。1932 年に「万国電信連合」と「国際無線電信連合」が統合して ITU となり、1947 年に国連の専門機関になりました。加盟の枠組みとして、構成国 193 か国に加え、構成国が認める事業体・学術団体などの部門構成員、準構成員、教育機関といった参加形態があります。組織面では、全権委員会議 (PP)・理事会 (C) などの会議体のもとに、ITU-T (標準化) ITU-R (無線通信) ITU-D (開発) といった部門を持つ構成になっています。

引用

- 資料 2.pdf p.9 (ITU の位置づけ / 本部 / 構成員 / 組織)
- レジメ 1.pdf (通信法規_01) p.6 (1932 年の統合 , 1947 年に国連専門機関)

1.2 ITU の基本文書にはどのようなものがありますか？

1.2.1 国際電気通信連合憲章 (Constitution)

前文 , 9 章 58 条の規則 , 附属書からなる基本文書である . 内容としては連合の目的 , 構成・組織 , 電気通信に関する原則的規定 , および条約の改廃などの基本的事項を定める .

1.2.2 国際電気通信連合条約 (Convention)

6 章 42 条の規則 , 附属書からなる基本文書である . 内容としては , 憲章を補足する内容になっており , 具体的には連合の運営 , 総会及び所会議 , 財務 , 通信料金の国際精算に係わる原則 , 相互通信に係わる原則 , 暗語の使用 , 紛争の仲裁 , 条約の改正などである . つまり , 連合の運用に係わる事項を規定している .

1.2.3 国際電気通信規則 (ITR)

連合の業務規則のひとつであり , 憲章第 1 条に掲げる連合の目的を達成するために , 電気通信事業に係わる事項を規定する . 具体的には , 國際間における電気通信業務の提供・運用 , 料金の設定・決済や国際間の電気通信業務に使用される基盤的な電気通信手段に関する一般規則 , 主管庁ならびに認められた私企業に適用する規則などを規定している .

1.2.4 無線通信規則 (RR)

電波を「人工的導波体のない空間を伝搬する当面 3000GHz より低い周波数の電磁波」と定義している . 空間を伝搬する電波は本質的に混信の可能性を持ち , 混信が一定限度を超えると通信が不可能になるため , 主要テーマの下で無線通信に係る事項を規定している . 主要テーマには , 希少かつ有限な電波の有効利用 , より多くの周波数資源を利用可能にする技術開発 , 円滑通信確保のための混信の制御である . より具体的には周波数スペクトル・静止衛星軌道の公平かつ合理的な利用の促進 , 遭難・安全通信の周波数を有害な混信から保護し利用を保証 , 異なる主管庁間の無線通信の有害混信の防止と解決の援助 , すべての無線通信の効率的・効果的運用の促進 , 新たな無線通信技術の応用を提供し , 必要に応じて規律などがある . 例として分配と割り当ての違いが規定されており , 分配 (Allocation) とは周波数分配表で , 特定の無線業務等に使うため周波数帯を指定すること (RR1.16) であり , 割当て (Assignment) とは管庁が , 局に無線周波数やチャンネルの使用許可を与えること (RR1.18) である . 有害混信を避けるための分配・(周波数の割り振り)・割当て登録を行う , という憲章第 1 条がある .

引用

- 資料 1.pdf : 6 ページ (憲章の構成・規定内容 , 前文の趣旨)
- 資料 1.pdf : 8 ページ (条約の構成・規定内容)
- 資料 2.pdf : 13 ページ (RR の定義・主要テーマ・基本項目)
- レジメ 2.pdf : 1 ~ 4 ページ相当 (学習ガイド : 分配・割当ての国際ルール , 用語定義など)
- 資料 1.pdf (ITR の説明箇所)(ITR が業務規則であること)

1.3 「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」について ITU 憲章に規定するところを述べなさい

ITU 憲章 (第 6 章・第 33 条「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」) では , 構成国 (Member States) は公衆に対し , 国際公衆通信業務によって通信する権利を承認すると規定しています . また , その業務 (サービス提供)・料金・保証 (保護 / 保障) は , すべての利用者に対して , いかなる優先権または特恵も与えることなく同一とする , という「無差別 (同等取扱い)」も定めています .

引用

- 資料 1.pdf p.7 「電気通信に関する一般規定 (憲章 第 6 章 第 33 条から第 41 条)」の第 33 条要
- 資料 2.pdf p.11 同趣旨の表 (第 33 条の要約)
- レジメ 1.pdf p.18 (通信法規_01 p.18) 第 33 条の要約

1.4 「人命の安全に関する電気通信の優先順位」について ITU 憲章に規定するところを述べなさい

ITU 憲章では , 「人命の安全に関する電気通信」について絶対的優先順位を与えることが規定されています . すなわち , 構成国は , 人命の安全に関するすべての電気通信に加えて , WHO (世界保健機関) の伝染病に関する特別に緊急な電気通信についても , 他の通信に先立って取り扱う義務があります (憲章 第 40 条) . また , 無線通信に関しては , 遭難通信の取扱いとして , 無線通信の局は遭難の呼出し・通報を (どこから発せられたかを問わず) 絶対的優先順位で受信し , 応答し , 直ちに必要な措置をとる義務があると定められています (憲章 第 46 条) . 同じ並びで , 官用電気通信についても「利用者の要求がある場合には , 可能な範囲で優先的に取り扱う」旨が規定されています (憲章 第 41 条) .

引用

- レジメ 1.pdf : p.18 (憲章 第 40 条) p.19 (憲章 第 46 条) p.18 (憲章 第 41 条)

1.5 「無線通信業務」と「無線局の種別」の間にはどのような関係がありますか？

「無線通信業務」と「無線局の種別」の関係は , “ 業務 (サービス) を , 具体的な無線局 (ステーション) として実現する ” という対応関係です . 無線通信業務 (= 業務 / Services) は「電波の使用目的」による分類で , 無線通信業務はさらに個別の業務に分類されます . して , その業務を具体的に実現するものが「局」 (無線局) です . 無線局の種別は , まさに「恒久的または一時的に運用する業務による局の分類」であり , どの業務を行う局かで種別が決まります . この対応は , 無線通信規則 (RR) 第 1 条の「業務と局の種別」の表として整理されています , 例えば ,

- 固定業務 固定局
- 陸上移動業務 移動局・基地局 (など)
- 海上移動業務 海岸局・船舶局 (など)
- 航空移動業務 航空局・航空機局

のように , 業務ごとに用いる無線局の種別が対応付けられています . さらに日本の免許手続でも , 免許申請は「無線局の種別」に従って行う (種別が制度上の“ 入口 ” になる) と整理されています .

引用

- レジメ 2.pdf (通信法規_02) 7 ~ 8 ページ : 業務 (Services) 局 , 局の種別 = 業務による局の分類 , RR の対応表
- 資料 2.pdf 15 ページ : RR 第 1 条「業務と局の種別」対応表・説明
- 通信法規_04 (レジメ 4 相当) 3 ページ : 免許申請は「無線局の種別に従い...」

1.6 「周波数帯の分配」と「周波数の割当て」の違いは何ですか？

「周波数帯の分配」と「周波数の割当て」は，“何を（帯域か／個別周波数か）・誰に（業務か／局か）決めるか”が違います。RR4.4では、周波数分配表やRRの規定に反して周波数を局に割当ててはならないのが原則で、例外は「有害な混信を与えない」「保護を要求しない」などを明示条件とする場合です。つまり、分配（帯域・業務）で決まった枠の中で、割当て（局・個別周波数）をするのが基本です。波数割当て（新規・変更）はRR第1章の手続（調整・通告・登録など）の対象で、ITUの**国際周波数登録原簿（MIFR）**に記録されることで、国際的に認知され権利主張が可能になる、と説明されています。フロー（事前公表 国際調整 通告 審査 登録）も示されています。

1.6.1 周波数帯の分配（Allocation）

一定の周波数帯を1つ以上の無線通信“業務”（例：固定業務、移動業務など）に使うために、周波数分配表（Table）で指定することです。さらに、指定した周波数帯を細分化して指定することも含みます。

1.6.2 周波数の割当て（Assignment）

ある“局”が、特定の条件の下で無線周波数またはチャンネルを使うことについて、主管庁（Administration）が与える許可です。

引用

- 資料2.pdf p.17(「分配(Allocation)」「割当て(Assignment)」の定義：RR1.16 / RR1.18)
- 資料2.pdf p.21 (RR4.4：分配表等に反する割当ての禁止と例外条件)
- 資料2.pdf p.20(周波数割当て手続・MIFR・割当てフロー)

1.7 周波数帯の分配における「一次業務」と「二次業務」の違いは何ですか？

周波数帯を分配（周波数分配表で「この周波数帯はこの業務に使ってよい」と決める）するとき、同一の周波数帯を2つ以上の業務に分配する場合があります。このとき「有害な混信からどの程度保護されるか」で、一次業務と二次業務に区分されます。

1.7.1 一次業務

有害な混信からの保護を要求できる（=保護を受ける側として優先される）。そのため、同一帯域内では（原則として）二次業務より優先します。

1.7.2 二次業務

一次業務の局に有害な混信を与えてはならない（一次業務を守る義務）。一次業務の局からの有害な混信に対して保護を要求できない（一次業務が優先なので「守って」と言えない）。ただし、後日割当てられる同一または他の二次業務の局からの有害な混信については、保護を要求できる（二次業務どうしでは先に割当てられたほうが一定の権利を持つ）。

引用

- レジメ2.pdf (通信法規_02) p.15 「一次業務と二次業務（RR 5.23 から RR 5.33）」
- レジメ2.pdf (通信法規_02) p.16 冒頭「(RR 5.30)(RR 5.31)」

1.8 RRで定める「混信」にはどのようなものがありますか？また、電波を利用するうえで特に問題とされる混信は何ですか？

RR（無線通信規則）では、まず「混信」を**“発射・輻射・誘導（またはその組合せ）による不要なエネルギーのために、受信時に情報の品質低下・歪・消失として現れる影響”**と定義しています（RR1.166）。

1.8.1 RRで定める「混信」の種類

影響（深刻さ）による分類（RR1.167から1.169）は以下の通りである。

- 有害な混信（RR1.169）：無線航行業務など安全業務の機能を害する、またはRRに従って行われる無線通信業務の運用を著しく低下・妨害・反復的に中断する混信。
- 許容し得る混信（RR1.167）：RR / ITU-R勧告 / RR上の特別協定で定める混信レベルや共用基準を満たす（観測または予測される）混信。
- 容認した混信（RR1.168）：許容し得る混信レベルを超えるが、2以上の関係主管庁間で（他の主管庁を害することなく）合意された混信。

発生源による分類（RR第15条）は次の通りである。

- 無線局からの混信（RR15.1から15.11）
- 電気機器・電気設備からの混信（RR15.12から）
- 産業科学医療（ISM）機器からの混信（RR15.13から）

電波利用上、特に問題とされる混信は「有害な混信」です。資料でも、円滑な無線通信の実施の面で制御が問題となるのは「有害な混信」であり、その防止について特に多くの規定が設けられていると明記されています。またRRの一般原則としても、有害な混信を生じさせないための対応や、国際遭難周波数・国際非常用周波数の保護が挙げられています。

引用

- 資料2.pdf : p.12 (「混信」の定義 RR1.166, 有害/許容/容認の混信, どれが問題か, 発生源分類)
- レジメ2.pdf : p.15 (一般原則: 有害な混信を生じさせない対応, 遭難/非常用周波数の保護)
- レジメ2.pdf : p.17 (影響面の分類 + 発生源の分類, RR15.22から15.46等)

1.9 電波を発射する無線局（送信局）の設置について、RRにはどのような規定がありますか？

RR（無線通信規則）では、電波を発射する無線局（送信局）を「設置（established）」または「運用（operated）」するための大前提として、国（主管庁）による許可（ライセンス）が必要だと規定しています。

送信局の設置・運用には「国の許可書（licence）」が必要である。「私人または企業は、当該局が属する国政府（またはその代理）により、RRに適合した形式で発給される許可書なしに、送信局を設置または運用してはならない」とされています（ただし例外としてRR18.2 / 18.8 / 18.11がある旨も併記）。講義資料側でも、RRの学習ポイントとして「電波を使用する条件として『局の許可書』が必要」と整理されています。

（設置の前提として）周波数の割当・使用はRRに従う必要である。加盟国の主管庁は、原則としてRRの周波数分配表や他の規定に反する形で周波数を割り当ててはならず、例外的に反する割当をする場合でも「有害な混信を与えない／与えられても保護を要求しない」という条件付きである、とされています。

この論点が“送信局の設置 = 許可が要る”だと講義でも明示されており、「RR18.1により送信局の設置又は運用には『国の許可書』が必要」と設問でも明記されています。

引用

- 資料3.pdf p.30 (RR 18.1 “Licenses”、およびRR 4.4 “Assignment and use of frequencies”)
- レジメ2.pdf p.2 (学習ポイント: 「局の許可書」が必要)
- 資料4.pdf p.41 (設問中の明示: 「RR18.1により送信局の設置又は運用には国の許可書が必要」)

1.10 電気通信の秘密の確保について、ITUの基本文書にはどのような規定がありますか？

- （ITU憲章）国際通信の秘密の保護の確保構成国は、国際通信の秘密の保護を確保するための措置をとることを約束しています（憲章第37条）。

- （無線通信規則 RR）無線通信の秘密（第 V 章 第 17 条：RR17.1-17.4）

主管庁（Administrations）は、条約の関連規定を適用するに当たり、次の行為を禁止し、防止するために必要な措置を執ることを約束します（RR17.1-17.3）。

- 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を、許可なく傍受すること。
- 傍受によって得られた情報について、許可なく、その内容または単にその存在を漏らすこと、公表すること、又は利用すること。

また、局の許可書を有する者は、憲章・条約の関連規定に従って電気通信の秘密を守ることを要するとされます。さらに、傍受する意思がなく偶然に上記に該当する無線通信を受信した場合でも、再生して第三者に通知したり、いかなる目的にも使用したりしてはならず、その存在も漏らしてはならない（RR17.4）とされています。

引用

- 資料 2.pdf（通信法規 p.11）「電気通信の秘密」：憲章 第 37 条「国際通信の秘密の保護を確保するための措置をとる」部分。
- 資料 2.pdf（通信法規 p.21 付近）「無線通信の秘密の確保（第 V 章 第 17 条）」：RR17.1-17.3（無断傍受の禁止／内容・存在の漏えい・公表・利用の禁止）、および許可書保有者の秘密保持。
- 資料 2.pdf（通信法規 p.21）RR17.4（偶然受信でも、再生して第三者通知・目的使用・存在漏えいを禁止）

2 チェックポイント 2

2.1 電波法に定める次の用語の定義

電波法第 2 条（定義）により、次のとおりである。

1. 電波：三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波。
2. 無線設備：無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備。
3. 無線局：無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

引用

- 資料 3.pdf（通信法規 p.22）「2 定義 / 1）電波法第 2 条（定義）」の箇所（電波、無線設備、無線局の定義）：
- 資料 5.pdf（通信法規 p.42）「無線設備：電波を送り、又は受けるための電気的設備（電波法第 2 条）」：

2.2 「無線局の開設」とはどのようなことを言いますか？

「無線局の開設」とは、運用する意思を持って、無線設備を設置し、その設備の操作をする者を配置して、電波の発射が可能な状態にすることをいいます。

また、無線局の開設には原則として免許・登録など一定の手続き（要式行為）が必要であり、制度として免許／許可制（一定の事項を法的に禁止しておき、条件充足で禁止を解除）と登録制（公簿への記載により法律上の効力を発生）が説明されています。

引用

- 資料 3.pdf（通信法規 p.22-23）「無線局の開設」：開設の定義（運用意思・無線設備の設置・操作者の配置・電波発射可能状態）
- 資料 3.pdf（通信法規 p.22-23）「免許／許可制」「登録制」の説明。
- レジメ 3.pdf（通信法規_03 p.5）「無線局の開設（第 4 条）」：免許／登録の区分（免許／許可制・登録制）
- 資料 3.pdf（通信法規 p.23）無線局の開設に必要な手続（免許・登録等の要式行為）に関する説明。

2.3 「簡易な免許手続き」により開設できる無線局にはどのようなものがありますか？

電波法第 15 条に基づく「簡易な免許手続き」により開設できる無線局は、次のものです。

- 再免許（再免許の対象となる無線局）
- 特定無線局
- 遊戯自動通報局
- 特定実験試験局

また、資料では「簡易な免許手続き」の対象を、よりまとめて「(1) 適合表示無線設備のみを使用する無線局、(2) 遊戯自動通報局等、(3) 特定実験試験局」として示しています。

ここで「特定無線局」とは、適合表示無線設備のみを使用する無線局であって、例えば次のいずれかに該当するものです（施行規則第 15 条の 2）。

- 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局、VSAT 地球局、航空機地球局、携帯移動地球局
- MCA / デジタル MCA 陸上移動通信を行う陸上移動局
- 実数零点单側波帯変調方式・狭帯域デジタル通信方式の陸上移動局および携帯局
- 屋内その他、混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

2.4 同一機種かつ同一ロットで製造された携帯電話機（性能・規格が同一の）10万台について無線局の開設手続きをする場合、どのような手続きによるのが適切ですか？

同一機種かつ同一ロットで製造され、性能・規格が同一の携帯電話機を 10 万台まとめて無線局として開設手続きする場合は、「包括免許の手続き（特定無線局の免許の特例）」によるのが適切です。特定無線局であって、目的・通信の相手方・電波の型式及び周波数・無線設備の規格が同一のものを二以上開設する場合に、包括免許を申請でき、例として携帯電話機が挙げられています。

引用

- レジメ 4.pdf（通信法規_04）13 頁：包括免許の免許手続き（第 27 条の 2）として、特定無線局で「目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格が同一のものを 2 以上開設」する場合に包括免許を申請できる旨
- レジメ 3.pdf（通信法規_03）8 頁：包括免許の手続き（電波法第 27 条の 2～第 27 条の 6）とし、例として「携帯電話機、MCA 移動端末など」を明記

2.5 「空中線電力が 1 ワット以下の PHS の基地局」を開設する場合、どのような開設手続きをするのが適切ですか？

「空中線電力が 1 ワット以下の PHS の基地局」は、「登録局の対象となる無線局」として挙げられているため、免許ではなく「登録」により開設するのが適切です（電波法第 4 条第 1 項第四号・電波法第 27 条の 18）。

具体的には、登録を要する無線局とは、(i) 一定時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等を有し、他の無線局の運用を阻害する混信等を与えないように運用できる無線局であって、(ii) 適合表示無線設備のみを使用し、(iii) 総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない、と整理されています。

したがって、「空中線電力が 1 ワット以下の PHS の基地局」（無線設備規則第 49 条の 8 の 3）は、登録手続（登録申請）で開設します。

登録手続きの流れは次のとおりです。

- 申請：電波法第 27 条の 18 に基づき、申請書および添付書類を提出
- 受理：無線局免許手続規則第 25 条の 12 に基づく、要式（形式）審査
- 審査：電波法第 27 条の 20 に基づく、拒否事由該当性のチェック
- 登録の実施：電波法第 27 条の 19 に基づき、総合無線局

管理ファイルに登録

引用

- 資料 3 (通信法規 p.25) : 登録を要する無線局の定義 (電波法第 4 条第 1 項第四号・第 27 条の 18 , 適合表示無線設備のみ , 省令で定める区域内なら登録が必要)
- 資料 3 (通信法規 p.25) : 登録局の対象となる無線局の表 (「空中線電力が 1 ワット以下の PHS の基地局」 = 無線設備規則第 49 条の 8 の 3)
- 資料 3 (通信法規 p.26) : 登録の手続き (申請 → 受理 → 審査 → 登録の実施)

2.6 無線通信規則 (RR18.1) の規定により送信局の設置又は運用には「国の許可書」が必要です。ところが、条約優先の規定 (電波法第 3 条) を持つ電波法において、我が国の許可書に該当する免許状又は登録状のいずれも必要としない無線局の開設が認められています。どのような規定によりこのようなことが可能となるか、述べなさい。

RR18.1 は、送信局の設置・運用には「政府 (又は政府を代表して) 発給する許可書 (licence)」を要する旨を定めていますが、ここで要求されているのは「各國政府が、RR に適合するかたちで与える許可」であって、必ずしも無線局ごとに免許状 (個別免許状) を発給することや、登録状による制度に限定されません (許可の「様式」は各国の制度設計に委ねられる)。

したがって、日本の電波法が、所要の技術的・運用的条件の下で「免許及び登録を要しない無線局」(電波法第 4 条各号) を法定しても、それは RR18.1 の「国が与える許可」を、個別免許状の交付ではなく、一般的な制度 (一般許可・包括的な許容) として実現しているものと整理でき、条約優先 (電波法第 3 条) と整合します。

加えて、RR 側にも、個別免許状がない形態の送信局 (例: 無線 LAN 端末や RFID 等) を説明するために考慮すべき規定として、次の枠組みが用意されています。

• RR4.4 (周波数割当ての例外的取扱い)

周波数分配表や RR の他規定に反して周波数を割り当てるることは原則できないが、例外として、その割当てを使用する局が有害な混信を生じさせないと、および有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合は認める、という考え方方が示されています。これは、免許不要局のように「保護を主張せず、混信を与えない範囲で使う」制度設計と整合します。

• RR1.15 および RR5.138/5.150 (ISM 周波数帯の位置づけ)

電気通信以外の目的で局的に高周波エネルギーを利用する ISM の定義や、ISM に指定された周波数帯 (例: 2.4 GHz 帯を含む) が示され、また ISM 利用は主管庁の特別の許可 (special authorization) に服すること等が定められています。免許不要局のうち、実質的に ISM 的利用やそれに近い性格をもつものについては、この枠組みと整合させて国内制度 (技術基準適合・低出力・混信抑制等) として許容し得ます。

• RR 第 III 章 (RR8.4, RR11.36) と国際登録の考え方

周波数割当てでは、国際周波数登録原簿 (MIFR) に記録されることで国際的に認知され、RR に規定する権利 (保護の主張等) を主張できる、という整理が示されています。裏返せば、免許不要局のように国際的権利主張を予定しない運用 (保護要求をしない・局所利用・低出力等) については、国際登録・通告の枠組みとの関係も踏まえつつ、国内的に「免許・登録を要しない」類型を置くことが制度的に説明できます。

以上より、日本で免許状・登録状を要しない無線局の開設が可能となる根拠は、

1. RR18.1 の「適当な様式の許可 (licence)」が個別免許状に限定されず、国内法で一般的に許容する方式 (免許不要局制度等) でも満たし得ること、
2. その具体的な制度設計が、RR4.4 の「有害混信を与えない・保護を要求しない」という国際的整理や、RR1.15・RR5.138/5.150 の ISM の考え方、さらに RR 第 III 章の国

際登録 (MIFR) と権利主張の考え方と整合するように構成できること、

3. そして国内法上は、電波法第 4 条により「免許及び登録を要しない無線局」を明文で類型化していること、にある、と述べられます。

引用

- 資料 2.pdf 20 頁 : 周波数割当てが MIFR に記録されることで国際的に認知され、RR 上の権利主張が可能となる旨 (「周波数割当て及び計画変更の手続き」)
- 資料 2.pdf 21 頁 : 「局の許可書」(RR18.1) の要旨、および免許状のない送信局の存在と、考慮すべき規定として RR1.15, RR4.4, RR5.150/5.138, RR8.4, RR11.36 が挙げられている箇所 (併せて RR4.4 の和文要旨)
- 資料 3.pdf 30 頁 : RR18.1 (licence in an appropriate form), RR4.4 (有害混信を与えない・保護を要求しない条件), RR1.15 (ISM 定義), RR5.138/5.150 (ISM 指定周波数帯と special authorization) の英文抜粋。
- レジメ 3.pdf 12-14 頁 : 電波法第 4 条に基づく「免許及び登録を要しない無線局」(微弱無線局、市民ラジオ等) の整理。
- レジメ 5.pdf 15 頁 : 免許不要局 (例 : 2.4 GHz 帯小電力データ通信システム等) を含む特定無線設備の例示。

2.7 電波法で定める「無線局の不法な開設」に当たるケースにはどのようなものがありますか?

電波法上の「無線局の不法開設」に当たる代表例は、次のとおりです。

- 免許が必要なのに免許を受けずに開設した場合 (電波法第 4 条により免許を要する無線局を、免許なく開設)
- 登録が必要なのに登録を受けずに開設した場合 (電波法第 27 条の 18 第 1 項により登録を要する無線局を、登録なく開設)
- 包括免許の範囲 (指定無線局数) を超えて開設した場合 (包括免許の免許記録に記載された指定無線局数を超えて、当該包括免許に係る特定無線局を開設)

また、不法開設は実際に無線設備の運用 (電波発射) をしたか否かにかかわらず処罰対象となり、不法に無線局を開設した者は一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金とされます。

さらに、不法無線局対策の文脈では、電波法第 4 条違反で開設された無線局のうち、特定の周波数帯 (26.1MHz 超 28MHz 未満, 144MHz 以上 146MHz 以下, 430MHz 以上 440MHz 以下, 889MHz 超 911MHz 未満) を使用するものが「特定不法開設局」として整理されています。

引用

- 資料 3.pdf (通信法規 p.31-32) 「2 無線局の不法開設 (電波法第 110 条第一号、第二号、第三号関連)」の箇所
- レジメ 8.pdf (p.8) 「3 不法無線局対策」中の「特定不法開設局 (周波数帯の列挙)」の箇所

2.8 無線局の免許の絶対的欠格事由とは何か?

無線局免許の絶対的欠格事由とは、一定の範囲の外国性を排除するため設けられている欠格事由であり、これに該当する者には無線局の免許を与えてはならない (免許を受けることができない) とされるものです (電波法第 5 条第 1 項)。具体的には、次の者が該当します。

- 日本の国籍を有しない人
- 外国政府又はその代表者
- 外国の法人又は団体
- 法人又は団体であって、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、又はこれらの者がその役員の 3 分の 1 以上若しくは議決権の 3 分の 1 以上を占めるもの

なお、外国性の排除 (上記の絶対的欠格事由) の適用が例外的に除外される無線局が定められており (電波法第 5 条第 2 項), 例えば実験無線局、アマチュア無線局、船舶・航空機

の航行安全のための無線局，一定の固定地点間通信の無線局，大使館等の公用で相互主義によるもの，自動車等に開設・携帯して使用する無線局やそれらと通信するための陸上局（一定のもの），電気通信業務目的の無線局，電気通信業務用無線局を搭載する人工衛星の制御用地上局等については，この外国性欠格が適用されません。

引用

- レジメ 3.pdf 16 ページ：無線局免許の絶対的欠格事由（一定の範囲の外国性排除）と該当者の列挙
- 資料 3.pdf 10 ページ：3.1 無線局免許の絶対的欠格事由（電波法第 5 条第 1 項）の列挙
- レジメ 3.pdf 17 ページ：外国性の排除の例外（電波法第 5 条第 2 項）の対象無線局の列挙
- 資料 3.pdf 11 ページ：3.2 外国性の排除の例外（電波法第 5 条第 2 項）の対象無線局の列挙

2.9 無線局の免許の相対的欠格事由とは何か？

無線局免許における「相対的欠格事由」とは，電波利用の場の秩序維持（反社会性の排除）の観点から，一定の条件に該当する者について，総務大臣が「免許を与えないことができる」とされる欠格事由をいう（絶対的欠格事由のように「免許を与えない（与えてはならない）」と機械的に排除するものではなく，裁量的に免許を与えないことができる類型である）。

具体的には（電波法第 5 条第 3 項），次の者が相対的欠格事由に該当する。

- 電波法又は放送法に規定する罪を犯し，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 無線局の免許の取消しを受け，その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 認定の取消しを受け，その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 登録の取消しを受け，その取消しの日から 2 年を経過しない者

引用

- 資料 3.pdf 10 ページ：欠格事由の位置付け（相対的 = 「免許を与えないことができる」）の整理
- 資料 3.pdf 11 ページ：無線局免許の相対的欠格事由（電波法第 5 条第 3 項）の具体的類型（4 項目）
- レジメ 3.pdf 18 ページ：無線局免許の相対的欠格事由（反社会性の排除：第 5 条第 3 項）の要点整理（4 項目）

2.10 一般的無線局と放送局の免許の欠格事由の違いは何か？

一般的無線局（放送局を除く。）の免許欠格事由は，電波法第 5 条により，

- 絶対的欠格事由（一定の範囲の外国性の排除）：該当すると免許を与えない（例：外国人，外国政府，外国法人等，およびそれらが代表者・役員の 3 分の 1 以上又は議決権の 3 分の 1 以上を占める法人等）
- 相対的欠格事由（反社会性の排除）：該当すると免許を与えないことができる（例：電波法・放送法違反で罰金以上，免許取消等から 2 年未経過など）
- 外国性排除の例外：一定の無線局（実験等無線局，アマチュア局等）には外国性排除の欠格事由が適用されない

という構造で整理されます。

これに対し放送局は，電波法第 5 条第 4・5 項により「欠格事由の厳格化」があり，一般的無線局より欠格の範囲が広く（厳しく）定められます。具体的には，

- 外国性排除（第 5 条第 1 項第 1 号～第 3 号）に該当する者に加えて，一般的無線局では「相対的欠格事由」に該当する者も放送局では欠格として扱われる。
- 法人・団体についての基準が厳しい：外国人等（第 5 条第 1 項第 1 号～第 3 号）について，業務執行役員である場合や，議決権の 1/5 以上を占める場合などが欠格とな

る（一般的無線局の外国性基準が「3 分の 1 以上」であるのに対し，放送局は「1/5 以上」とされている点が大きな相違）。

- 役員に相対的欠格事由該当者がいる法人・団体も欠格となる。

要するに，一般的無線局は「外国性（絶対）」+「反社会性（相対）」を基本とするのに対し，放送局は相対的欠格事由の対象を取り込みつつ，法人に対する外国関与の判定も「3 分の 1」から「1/5」へと厳格化するなど，欠格事由が拡張・強化されている点が違います。

引用

- レジメ 3 : 16 ページ（欠格事由の趣旨，無線局免許の絶対的欠格事由（外国性排除：役員・議決権 3 分の 1 以上））
- レジメ 3 : 17 ページ（外国性排除の例外（第 5 条第 2 項））
- レジメ 3 : 18 ページ（無線局免許の相対的欠格事由，放送局の免許の欠格事由（第 5 条第 4・5 項：厳格化，議決権 1/5 以上等））
- 資料 3 : 32 ページ（欠格事由の目的整理（外国性 = 絶対 / 反社会性 = 相対），外国性排除（役員・議決権 3 分の 1 以上））

2.11 無線局予備免許の指定事項を列挙しなさい。

無線局の予備免許で指定される事項は，次のとおりである。

- 工事落成の期限
- 電波の型式及び周波数
- 識別信号
- 空中線電力
- 運用許容時間

引用

- 資料 4.pdf p.35「4.4 予備免許（電波法第 8 条）/ 指定事項」
- レジメ 4.pdf p.7「予備免許（第 8 条）/ 次の事項を指定」

2.12 無線局の免許手続きでいう「工事設計の変更」とはどのようなことですか？

無線局の免許手続（通常の免許手続）では，申請・審査を経て予備免許が付与された後，落成届・落成検査に進むまでの間に，申請時に提出した「工事設計（工事設計書の内容）」等を変更したくなる場合があります。これが免許手続上の「工事設計の変更」です。

この「工事設計の変更」は，手続上つぎの 3 つに整理されます。

- 総務大臣の事前の許可を要する変更
通信の相手方，通信事項（放送事項），放送区域，無線設備の設置場所などに関する変更是，事前に総務大臣の許可が必要です。
- 総務大臣の事前の許可を要しない変更（軽微な事項の変更）
電波法施行規則第 10 条および同規則別表第一号の三に掲げる事項の変更是「軽微な事項の変更」とされ，事前許可是不要ですが，遅滞なく届出を行います。
- 変更することができない事項
周波数・電波の型式・空中線電力に変更を来すもの，または電波法第三章の技術基準に合致しないものとなる変更是，認められません。

引用

- 資料 4.pdf p.35「4.5 工事設計の変更（電波法第 9 条，電波法施行規則第 10 条，無線局免許手続規則第 12 条）」の整理（事前許可が必要な変更 / 軽微変更（届出） / 変更できない事項）
- レジメ 4.pdf p.2「通常の免許手続き」の手続フロー（予備免許の後に「工事設計の変更（第 9 条）」が位置づく）

2.13 無線局の免許手続きにおいて免許が拒否されるのはどのような場合ですか？

無線局の免許手続きにおいては、総務大臣は次の場合に無線局の免許を拒否しなければなりません。

- 免許申請を審査した結果、予備免許の付与の要件に適合しない場合。
- 工事落成期限経過後 2 週間以内に工事落成届が提出されない場合。
- 落成後の検査の結果、不合格となった場合。

引用

- 資料 4.pdf(通信法規 p.36)「無線局の免許の拒否の理由」: 免許拒否となる 3 つの場合の列挙。
- 資料 4.pdf(通信法規 p.35-36)「4.7 免許の拒否（電波法第 11 条、無線局免許手続規則第 14 条）」: 総務大臣が免許を拒否しなければならない旨。

2.14 無線局免許状の記載事項を列挙しなさい。

無線局免許状（免許記録）に記載される事項は、次のとおりである。

- 免許の年月日及び免許番号
- 免許人の氏名又は名称及び住所
- 無線局の種別
- 無線局の目的
- 通信の相手方及び通信事項（放送局の場合は放送事項及び放送区域）
- 無線設備の設置場所
- 免許の有効期間
- 識別信号
- 電波の型式及び周波数
- 空中線電力
- 運用許容時間

引用

- レジメ 4.pdf(通信法規_04 のスライド 12): 免許記録（免許状）の記載事項の列挙
- 資料 4.pdf(通信法規 p.36): 免許状記載事項の列挙

2.15 特に規定の無い場合、無線局の無線局免許状の有効期限は何年ですか？

特に規定の無い無線局の免許状の有効期限は、5 年です。これは、免許の有効期間が「免許の日から起算して五年を超えない範囲内において」定められる（電波法第 13 条第 1 項）ことを前提に、種別ごとの整理として「特に規定の無い無線局：5 年」と示されているためです。

引用

- 資料 4.pdf(通信法規 p.36)「4.9 免許の有効期限」: 免許の有効期間は原則 5 年以内、および表「特に規定の無い無線局 5 年」
- レジメ 4.pdf(通信法規_04 p.11) 表「有効期限 / 無線局の種別」: 特に規定の無い無線局は 5 年

2.16 特に規定の無い場合、無線局の再免許の申請時期は何時ですか？

再免許申請は、免許の有効期間満了前に行わなければならず、特に規定の無い無線局については、満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間に申請します。あわせて、再免許には免許内容の変更を含めることは認められません。

（参考：無線局の種別ごとの申請時期（いずれも免許の有効期間満了前））

- 特に規定の無い無線局：3 箇月以上 6 箇月を超えない期間
- アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く）：1 箇月以上 1 年を超えない期間

- 特定実験局：1 箇月以上 3 箇月を超えない期間
- 免許の有効期間が 1 年以内である無線局：1 箇月までに
- （免許終期の統一に関連し）満了前 1 箇月以内に免許を与えた無線局：免許を受けた後直ちに

引用

- レジメ 4.pdf(通信法規_04) p.15 「再免許」: 申請時期（特に規定の無い無線局は満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間）および「免許の内容の変更を含む再免許は認められない」
- 資料 4.pdf(通信法規) p.37 「再免許」: 再免許申請の申請時期（特に規定の無い無線局は満了前 3 ヶ月以上 6 ヶ月を超えない期間）等の一覧

2.17 免許人の地位の承継とはどのようなことをいいますか？

免許人の地位の承継とは、ある者が、他の者の法令上の権利及び義務を受け継ぐこと（承継）であり、無線局免許に関しては、その免許人としての地位（権利義務のセット）を一定の原因により他者が引き継ぐことをいう。

承継が生じる典型例（承継の原因）と、承継する者・手続は次のとおりである。

- 相続（免許人についての相続）
承継する者：相続人。
手続：遅滞なく、その事実を証する書面を添えて総務大臣に届出。
- 法人免許人の合併又は分割
承継する者：合併後存続する法人／合併により設立された法人／分割により当該事業の全部を承継した法人のうち、総務大臣の許可を受けたもの。
手続：許可の申請。
- 無線局を使用して行う事業の譲渡
承継する者：譲受人のうち、総務大臣の許可を受けたもの。
手続：許可の申請。
- 船舶及び航空機の運航者の変更
承継する者：変更後に船舶又は航空機を運航する者。
手続：遅滞なく、その事実を証する書面を添えて総務大臣に届出。

また、法人の合併又は分割および事業の譲渡による承継の許可については、免許の欠格事由（電波法第 5 条）および免許申請の審査（電波法第 7 条）の規定が準用される。

引用

- 資料 4.pdf(通信法規 p.38)「6 免許人の地位の承継（電波法第 20 条、無線局免許手続規則第二章第二節の二）」の定義、承継原因ごとの承継者・手続（届出 / 許可申請）、準用規定、届出義務（遅滞なく・証明書面添付）
- レジメ 4.pdf(通信法規_04 p.15)「免許の承継」スライドの整理（承継の定義、原因別の承継者と手続）

2.18 無線局免許が失効する場合の原因を述べなさい。

（包括免許の場合を除く）無線局免許が失効する原因は、次のとおりである。

- 有効期間の満了（電波法第 13 条）
- 無線局の廃止（電波法第 23 条）
- 外国で取得した船舶局又は航空機局について特例により免許が与えられている場合で、当該船舶又は航空機が日本国内の目的地に到着したとき（電波法第 27 条第 2 項）
- 免許の取消し（電波法第 75 条、第 76 条）
- 免許人が存在しなくなったとき（法人の解散、免許人が死亡し免許人の地位の承継が行われない場合）
- 多重放送の無線局で、本体放送局の免許が効力を失ったとき（電波法第 13 条の 2）

引用

- レジメ 4.pdf (通信法規_04) p.15-16 「免許の失効及び取消し / 無線局免許の失効の原因(包括免許の場合を除く)」
- 資料 4.pdf(通信法規)p.38「無線局の免許の失効及び取消し (包括免許の場合を除く) / 無線局免許の失効の原因」